

仕 様 書

業務名 (仮称)白石破碎工場建設に係る生活環境影響調査



# (仮称)白石破碎工場建設に係る生活環境影響調査 仕様書

## 1. 業務の目的

本業務は、札幌市が計画する白石清掃工場敷地内における破碎施設建設に際し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)に基づき、施設周辺の生活環境に及ぼす影響について、現況調査並びに供用時の予測及び解析を行うとともに、必要に応じて適切な環境保全措置及び対策の検討を行い、廃棄物処理法第9条の3に基づく一般廃棄物処理施設の設置の届け出に添付する「生活環境影響調査書」を作成するものである。

## 2. 業務の名称

(仮称)白石破碎工場建設に係る生活環境影響調査

## 3. 業務の場所

- ・札幌市白石区東米里2171 番2 及びその周辺(白石清掃工場敷地内)
- ・札幌市北区篠路町福移153(篠路破碎工場敷地内)

## 4. 業務期間

契約締結日より令和4 年3 月25 日まで

## 5. 業務項目

本業務に係る項目は本仕様書及び特記仕様書による。

## 6. 一般事項

- (1) 本業務は、本業務仕様書に従い、関連する法令を遵守し、履行しなければならない。
- (2) 中立性の保守  
受託者は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。
- (3) 秘密の保持  
受託者は、業務上知りえた情報を他人に漏らしてはならない。また、この契約が終了、または解除された後においても同様とする。(別記「個人情報取扱注意事項」)
- (4) 環境配慮について  
ア 本業務の履行において、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ受託者は、環境負荷の低減に努めること。  
イ 受託者は、業務に伴い排出される廃棄物の減量・リサイクルに努めること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項及び不明な事項について、受託者は、委託者と協議の上決定すること。
- (6) 業務責任者及び主任技術者  
ア 受託者は、業務責任者及び主任技術者をもって秩序正しく業務を行わせるとともに高度な技術を要する部門については、専門的な知識を有する技術者を配置しなければならない。また主任技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。なお、業務責任者は主任技術者を兼務することができるものとする。  
イ 受託者は、業務の円滑な進捗をはかるため、適切な数の技術者を配置しなければならない。  
ウ 業務責任者は、主要な打合せには、必ず出席しなければならない。  
エ 主任技術者は、技術士(総合技術監理部門-環境部門-環境影響評価に関する専門分野)、技術士(環境部門-環境影響評価に関する専門分野)、技術士(衛生工学部門-廃棄物管理に関する専門分野)のいずれかの資格を有すること。  
オ 受託者は、ごみ処理施設に係る生活環境影響調査または環境影響評価(国、都道府県、市町村又は一部事務組合等が発注した業務で、過去10年以内に完了したものに限る。)を履行した実績を有すること。(再委託として履行した場合を除く。)

(7) 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、契約約款に定めるもののほか、下記の書類を作成し、委託者に提出しなければならない。

名称	企画・内容	提出期限	部数
業務着手届		着手後速やかに	2
業務責任者等指定通知書	受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類を添付すること。(主任技術者についても同様とする)	着手後速やかに	2
主任技術者等経歴書		着手後速やかに	2
業務工程表		着手後速やかに	2
業務実施計画書	連絡体制 業務実施計画 業務工程表 等	契約締結後7日以内	2
業務協議簿		協議後3日以内	協議ごと
業務完了届	成果品目録を添付すること	業務完了後直ちに	2
成果報告書	製本(A4)	業務完了後直ちに	3
	参考資料		3
	電子データ(CD)		1

ア 業務実施計画書に関する注意事項

受託者は契約締結後、業務の工程等の詳細について委託者と協議の上、7日以内に業務実施計画書を作成し提出すること。

イ 成果報告書に関する注意事項

(ア) 計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出すること。(特に、電算機使用の場合は入力条件を明示すること。)

(イ) 文献・その他資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記すること。

(ウ) 作成にあたって、調査収集資料及び解析検討結果は図表等を用いて具体的かつ明瞭に整理すること。

その様式・内容・作成する図面のサイズ・表現方法など編集方法について、あらかじめ委託者と協議すること。

(エ) 検討書・計算書・資料集・業務協議簿・業務状況写真・その他委託者から指定されたものを添付すること。

(オ) 成果報告書の提出にあたっては、主任技術者が立会うこと。

(カ) 電子データは、ワード・エクセル形式(マイクロソフト WORD 2016、EXCEL2016と互換性が確認されているもの)で作成し、他形式で提出する際は、委託者と協議すること。

(キ) 成果報告書に関するすべての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は委託者に無償で譲渡すること。ただし、プラントメーカーの見積資料など受託者が自ら作成したもの以外については別途協議することができる。

(8) 再委託について

受託者は、次に掲げる業務の主たる部分について再委託することはできない。

ア 総合的な業務履行計画及び進捗管理

イ 調査手法の決定及び最終的な技術的判断

なお、前述の主たる部分以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

(9) 資料の貸与

受託者の資料が業務に必要な場合は、所定の手続きにより閲覧・貸与を行う。なお、資料の貸与を受ける際には、借用書リストを提出のこと。

(10) 関係機関との協議

内容について関係する自治体・官公署等との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合、その対応を行うこと。

## 『別記』

### 「個人情報取扱注意事項」

#### (個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

#### (再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

#### (複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

#### (目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

#### (事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

#### (契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

# 特記仕様書

## 1. 調査目的

本調査は、(仮称)白石破碎工場の予定地周辺の生活環境の状況を調査し、供用に伴う周辺地域の影響を予測し、生活環境への適正な配慮を行うための資料を得ることを目的とする。

## 2. 調査内容

### (1) 計画準備

施設計画や諸条件の把握・整理等を行い、業務計画書を作成する。

### (2) 自然的条件及び社会的条件等の現況（既存文献・資料整理）

大気汚染、騒音、振動、低周波、悪臭に係る現況把握のほかに、既存資料により、下記の地域概況（事業予定地周辺の環境等）についてとりまとめる。

- ・気象（風向、風速、気温、湿度、積雪深等）
- ・水象（周辺の河川、地下水、水利用等の状況）
- ・地形、地質等（土質・地盤、ボーリングデータ等を含む）
- ・道路及び交通の状況（主要搬出入路を含む）
- ・土地利用、都市計画、用途地域等
- ・人家及び保全対象施設（教育施設、医療・福祉施設を含む）
- ・環境法令等に係る地域の公害規制状況
- ・公害苦情の発生状況
- ・その他必要な事項（委託者との協議による）

### (3) 調査項目の選定

計画する施設の種類及び事業計画（(仮称)白石破碎工場更新基本計画等）、自然的社会的条件等を勘案し、「廃棄物処理施設生活環境影響指針」（環境省 平成 18 年 9 月）に示される必要な調査項目を選定し、調査対象地域を設定する。

また、各調査項目については、選定の理由及び選定しない理由を整理する。

### (4) 現況把握

#### ① 大気汚染

##### 1) 環境大気質

- ・調査項目：（文献）二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、浮遊粒子状物質(SPM)  
（現地）粉じん等（降下ばいじん等）
- ・調査箇所：（文献）事業予定地を代表する常時監視測定局等  
（現地）施設の計画、気象、保全対象施設等の立地状況を勘案した  
2 地点（敷地境界の風上・風下等）  
既存施設【篠路破碎工場】風上下 2 地点
- ・調査時期：（文献）直近の 5 年程度  
（現地）非積雪期における 30 日連続 1 回

##### 2) 地上気象

- ・調査項目：（文献）風向、風速及び大気安定度  
（現地）風向、風速
- ・調査箇所：（文献）最寄りの気象観測所または管区气象台  
（現地）計画地 1 地点
- ・調査時期：（文献）直近の 1 年間（異年年検定の上、妥当性を確認）  
（現地）30 日連続×1 季（粉じん等と同時測定）

## ② 騒音・振動・低周波音

- ・調査項目：(文献) 公的機関等の公表値、調査結果  
(現地) 環境／騒音・振動・低周波音  
道路／道路交通騒音・振動・卓越振動
- ・調査箇所：(文献) 事業予定地の周辺または搬出入路に近い地域  
(現地) 環境／事業予定地の敷地境界4地点(東西南北)、最寄住宅1地点  
道路／搬出入路沿道5地点(住居のある個所が望ましい)
- ・調査時期：(文献) 過去10年程度の公表結果、測定値等  
(現地) 年間の代表的な平日及び土曜日(非積雪期24時間連続)

## ③ 自動車交通量

- ・調査項目：(文献) 道路交通センサス等の周辺道路の自動車交通量  
(現地) 主要搬出入路における自動車交通量
- ・調査箇所：(文献) 事業予定地の周辺道路(搬出入路を含む)  
(現地) 搬出入路沿道5地点(騒音・振動と同様)
- ・調査時期：(文献) 直近5年程度の公表結果、測定値等  
(現地) 年間の代表的な平日、土曜日(毎正時10分間交通量/24時間連続)  
※調査箇所、時期は道路交通騒音・振動と同じ

## ④ 悪臭

- ・調査項目：(文献) 類似施設から発生する悪臭の臭気指数または特定悪臭物質  
(現地) 臭気指数(官能試験)
- ・調査箇所：(文献) 類似施設【篠路破碎工場】風下における悪臭(臭気指数)  
(現地) 既存類似施設【篠路破碎工場】風下2地点、  
事業予定地の風上下2地点 計4地点
- ・調査時期：(文献) 直近の測定データ、(現地) 夏季の稼働時間帯 1回

※各項目の調査候補地は「図1-1. 車両走行に伴う騒音/振動/交通量調査 候補地点」「図1-2. 施設稼働に伴う騒音・振動・低周波音・悪臭・粉じん調査 候補地点」を参照すること。

## (5) 予測・評価

破碎工場の事業計画及び現況把握の結果を踏まえ、施設の稼働や運搬車両の走行に伴う大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭等に及ぼす影響について予測する。予測結果については、関連法令等に基づく適切な基準や保全目標との整合状況を比較・検証し、供用時に著しい影響や現況からの大幅な変化が予測される場合においては、適切な環境保全措置または対策の検討を行い、周辺環境へ及ぼす影響を緩和する方法について委託者と協議の上、施設計画に反映する。

また、最終的な予測結果を用いて、事業計画の妥当性について評価を行う。

### ① 大気質

#### 1) 施設の稼働に伴う粉じん

破碎工場における粉じんの発生について、集じん設備等の施設構造や設備運用計画等を整理し、敷地境界及び保全対象地点における定量的または定性的な影響予測を行う。

予測においては、類似施設の調査結果や文献資料等を用い、極力定量的な予測を行う。

#### 2) 運搬車両の走行に伴う排ガス

運搬車両の走行に伴う大気汚染物質の影響について、搬入計画や現況の調査結果を基に、年間の平均的な影響を予測する長期平均濃度予測を行う。予測方法は、気象状況をモデル化した上で、プルーム、パフモデル等の実績ある数値シミュレーション等を用いることを基本とする。

### ② 騒音

#### 1) 施設の稼働に伴う騒音

施設の稼働に伴う敷地境界及び保全対象地点の騒音レベルについて、施設構造や設備運用計画等から騒音の発生状況を整理し、距離減衰計算等の定量的手法により予測を行う。

2) 運搬車両の走行に伴う騒音

廃棄物運搬車両の走行に伴う沿道地域の環境騒音レベルについて、車両運搬計画を反映した上で、ASJモデル等の定量的手法により予測を行う。

③ 振動

1) 施設の稼働に伴う騒音

施設の稼働に伴う敷地境界及び保全対象地点の振動レベルについて、施設構造や設備の運用計画等から振動の発生状況を整理し、距離減衰計算等の定量的手法により予測を行う。

2) 運搬車両の走行に伴う振動

運搬車両の走行に伴う沿道地域の環境振動レベルについて、車両運搬計画を反映した上で、国立研究開発法人土木研究所提案式等の定量的手法により予測を行う。

④ 低周波音

1) 施設の稼働に伴う低周波音

施設の稼働に伴う敷地境界及び保全対象地点の低周波音について、類似施設の結果参照等による定量的または定性的な予測を行う。

⑤ 悪臭

1) 破碎工場からの悪臭の漏洩

破碎工場に係る悪臭については、既存類似施設（篠路破碎工場等）の発生状況や計画施設の構造、廃棄物の種類や悪臭物質の排出状況等を勘案し、類似施設の結果参照、悪臭防止対策の勘案による定性的な予測を行う。

(6) 影響の分析

施設運用に係る事業計画及び現況調査結果から、計画する破碎工場が大气、騒音、振動、低周波音、悪臭に及ぼす影響について下記の影響分析を行う。

1) 影響の回避 又は 低減による分析

周辺環境への影響が実行可能な範囲内で回避され、又は低減されるか否かについて分析する。

2) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

環境基準等の目標と予測値とを対比し、その整合性について評価する。

(7) 総合的な評価

生活環境影響調査項目のそれぞれについて一覧表形式で整理し、予測・影響の分析の結果の概要が一覧で把握できるようにし、環境影響の総合的な評価を行う。

(8) 打ち合わせ

初回、中間及び最終の3回を基本に、必要に応じて打ち合わせを行う。

(9) 成果品

成果品(生活環境影響調査報告書)は、次のとおりとする。

- |               |    |
|---------------|----|
| 1) 製本 (A4)    | 3部 |
| 2) 参考資料       | 3部 |
| 3) 電子データ (CD) | 1式 |

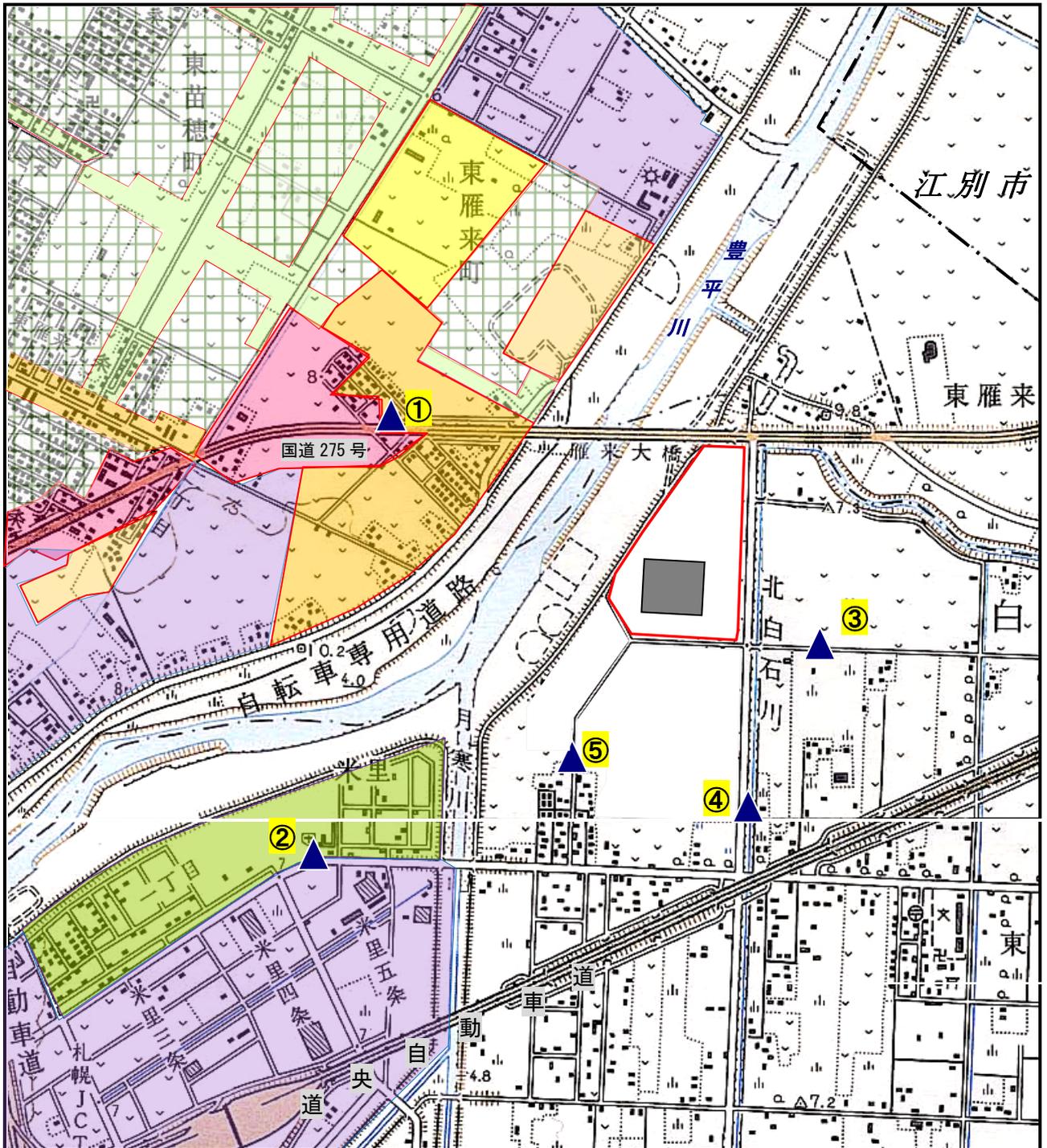
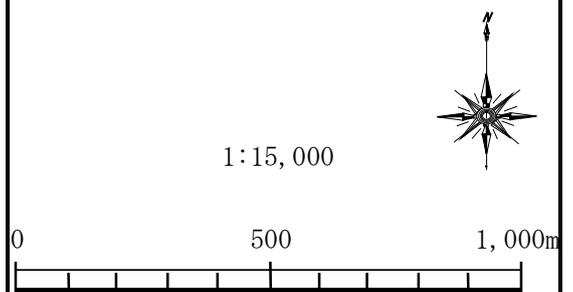


図 1-1. 車両走行に伴う  
騒音/振動/交通量調査 候補地点

凡例	調査地点名	都市計画用途地域
▲	① 国道275号沿道保育園 (東雁来ライック公園)	第1種住居地域
▲	② 米里札幌ロイヤル病院前	第2種中高層 住居専用地域
▲	③ 工場東8号幹道住宅前	市街化調整区域
▲	④ 道道東雁来江別線	市街化調整区域
▲	⑤ 工場南8号幹道住宅前	市街化調整区域
□	事業予定地	



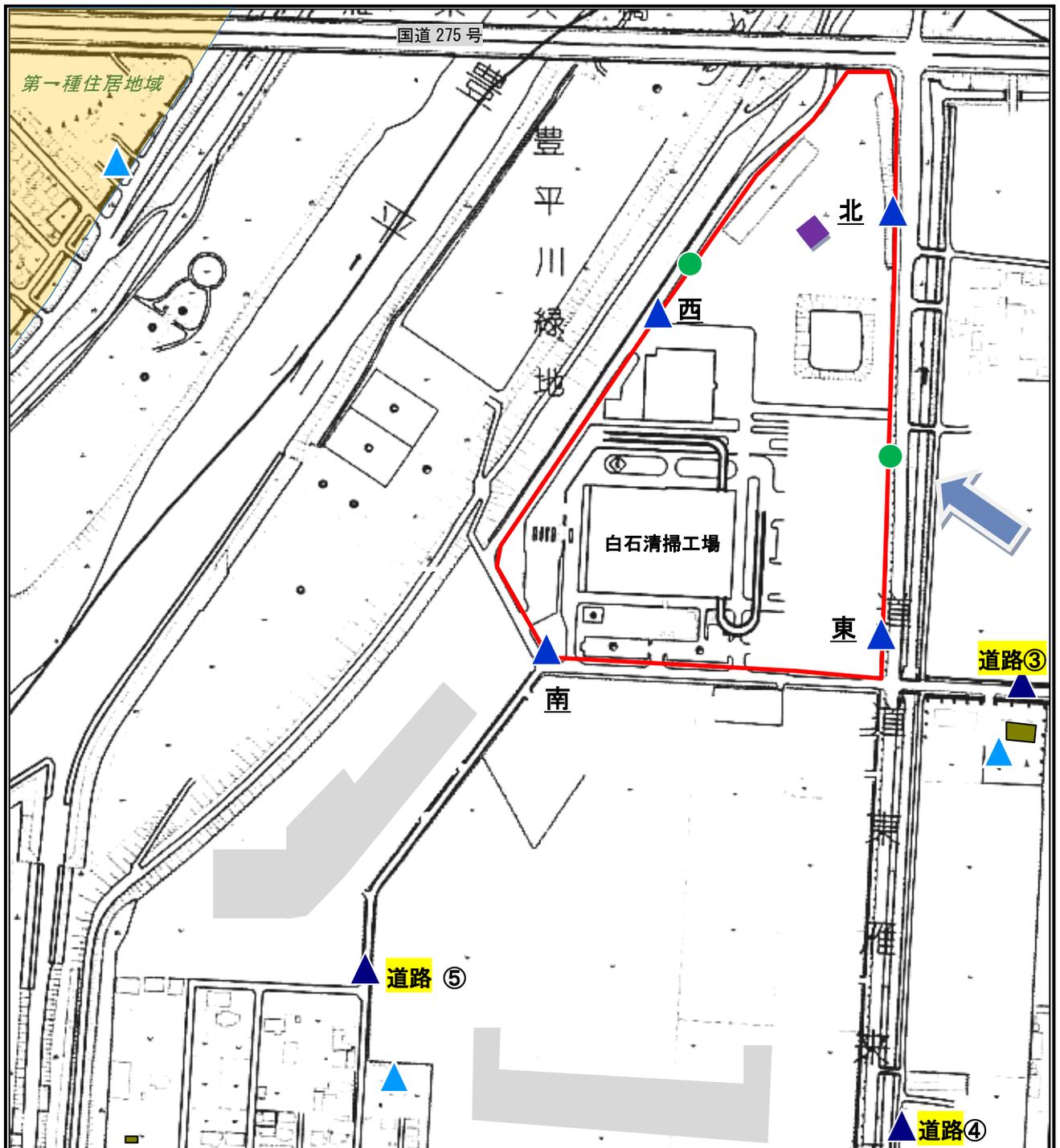


図 1-2. 施設稼働に伴う騒音・振動・低周波  
悪臭・粉じん調査 候補地点

凡例		調査地点名
騒音 振動 低周波	▲	東 : 東側敷地境界
		北 : 北側敷地境界
		西 : 西側敷地境界
		南 : 南側敷地境界
悪臭 粉じん	●	保全対象住居(候補3地点) (施設計画によっては北西側)
		粉じん、悪臭(風上風下地点)
		地上気象調査地点(風向風速)
気象	◆	地上気象調査地点(風向風速)
	■	札幌市下水道関連施設
	□	事業予定地敷地境界

※矢印 ← は想定する主風向(夏季)

